

基本施策8

ライフステージを通じた施策

社会的養護が必要なこどもや家庭に対する取組の推進

(1) 児童虐待防止・対策の包括的取組やヤングケアラーへの支援

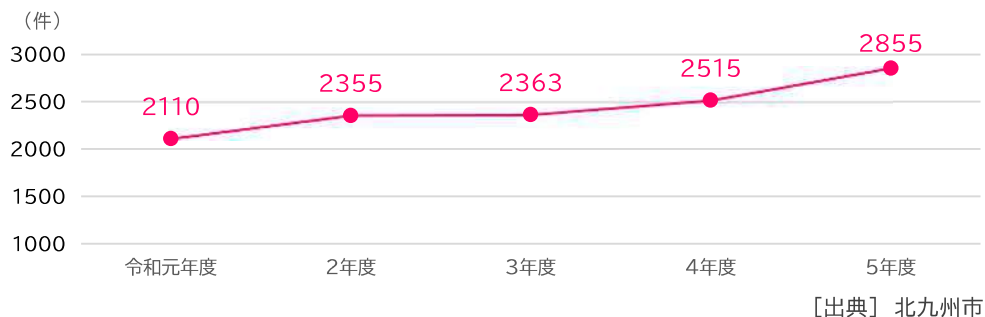
近年、全国的に児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、北九州市でも年々増加しています。児童虐待は、こどもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案です。

虐待の背景には、生活上のストレスや子育てのしにくさ、身近に相談できる人がいないなど、様々な要因が複雑に絡み合っているとされており、家庭全体に寄り添った支援が必要です。

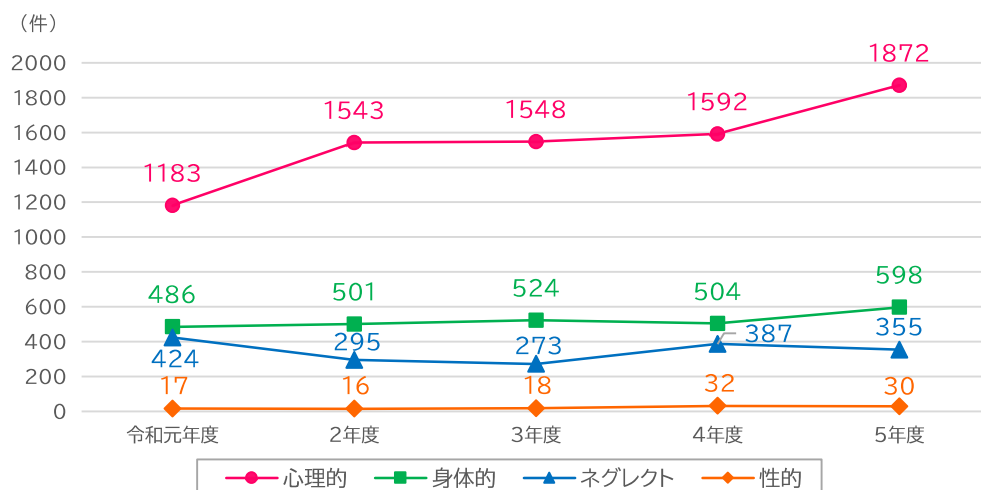
引き続き、幼稚園や保育所、学校などの関係機関だけでなく、事業者や市民も含めた社会全体で虐待の防止に努めるとともに、こどものSOSを早期に発見し、各区の「こども家庭センター」や「子ども総合センター」につなげることで、迅速かつ適切な支援を行います。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーを支えるため、相談支援窓口による相談対応や学校等と連携した支援、こどもの負担軽減に向けた訪問による家事や育児支援にも取り組みます。

■図表9 「子ども総合センター」における児童虐待相談対応件数



■図表10 「子ども総合センター」における虐待の種類別件数



関連する主な取組【基本施策8-(1)】

- 児童虐待防止の啓発推進(北九州市子どもを虐待から守る条例の啓発)
- 児童虐待対応職員への専門性向上支援
- ＜再掲＞家族のためのペアレントトレーニングの実施
- 24時間子ども相談ホットラインの運用
- 児童虐待防止のためのSNS相談の実施
- 地域に密着した児童家庭支援センターの運営
- 医療機関等と連携した児童虐待防止医療ネットワークの構築
- 保育カウンセラーによる保育所支援
- ヤングケアラーへの相談支援
- 支援を要する子育て家庭やヤングケアラー等への訪問支援
- 各区子ども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援



北九州市子どもを虐待から守る条例（概要）

前文 (条例の趣旨及び決意 など)	子どもには、幸せに生きる権利、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があることを明記し、市民が一丸となって子どもの命と育ちを守ることを宣言
条例制定の目的 (第1条)	子どもを虐待から守るための基本理念、責務、施策の基本的事項を定め、子どもの心身の健やかな成長に寄与するため施策を総合的に推進
条例の基本理念 (第3条)	人権侵害である虐待の禁止／子どもを虐待から守る施策の実施／虐待のないまちづくりの推進
市の責務 (第4条)	子ども及び保護者が孤立しない地域社会をつくるための活動の支援／虐待を受けた子どもの安全確保／虐待を受けた子どもの保護、支援に携わる人材確保や育成等／虐待防止等のための調査研究・検証
市民の責務 (第5条)	虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告／虐待防止及び市の施策への協力等
保護者の責務 (第6条)	虐待を決して行わないこと／子どもの人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図ること／市が行う子どもの安全確認及び安全確保への協力等
関係機関等の責務 (第7条)	虐待の防止及び市が行う安全確認への協力／一時保護解除後の地域における支援・見守り等
事業者の責務 (第8条)	はいかいしている子どもへの声かけなど虐待の兆候の把握／虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告
通告受理機関の機能強化 (第10・11条)	適切な虐待対応や自立支援のため児童相談所の体制整備及び人材確保／虐待早期発見のため福祉事務所の体制整備及び研修実施
未然防止 (第12～14条)	子どもや保護者への子育て支援及び情報提供の充実／乳児家庭全戸訪問事業等の活用／関係機関等への支援、連携、児童虐待防止推進月間(11月)の取組
早期発見・早期対応 (第15・16条)	早期発見のため市民や関係機関、事業者との連携／通告があった場合の迅速な調査、安全確認、必要な措置及び支援／調査の結果、虐待でなかった場合の子ども及び保護者への支援
虐待を受けた子ども等に対する支援(第17・18条)	虐待を受けた子どもの専門的な治療及び心理療法等の支援／虐待を行った保護者への再発防止のための指導及び支援等
雑則(第19・20条)	虐待を防止する施策を推進するための財政上の措置／虐待に係る状況の年次報告作成、議会報告、概要の公表

(2) 社会的養護が必要なこどもへの支援

様々な理由により、保護者の適切な養育が受けられず、社会的養護(公的責任のもとでの養育や保護)が必要なこどもがいます。

北九州市では、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づき、こどもの最善の利益を実現することを目指して、本市の実情を踏まえながら、以下の取組を進めます。

まず、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、家庭支援事業等を活用した予防的支援や親子関係の再構築に向けた支援を実施します。

保護者のもとでの養育が困難なこどもについては、里親やファミリーホームなど家庭と同様の環境における養育を目指します。また、里親等委託を推進するため、里親養育包括支援(フォスタリング業務)の取組強化や里親支援センター設置の検討を進めます。

施設での養育が必要なこどもについては、引き続き児童養護施設等における養育を実施しつつ、児童養護施設等において、小規模かつ地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもへの専門的ケアや、地域の社会的養育を支える専門的な拠点となるなど、高機能化・多機能化を進めます。

また、社会的養護経験者等に対しては、公的支援の情報提供や相談支援、交流の場の提供に努め、自立を支援します。

なお、家族の再統合が極めて困難なこどもについて、永続的かつ安定的な養育環境となる特別養子縁組の普及を進めます。

「子ども総合センター」では、困難事例に迅速かつ適切に対応できるよう、各区の「こども家庭センター」との役割分担など体制整備を進めるとともに、「こども家庭センター」における支援体制の充実を図るなど、機能強化に取り組みます。

また、一時保護や入所決定時にはこどもの意見を聴き、入所中においても、こどもがいつでも意見表明が行える環境整備に取り組みます。

関連する主な取組【基本施策8-(2)】

- 家族のためのペアレントトレーニングの実施
- 里親・ファミリーホームによる養育の促進
- 児童養護施設等の運営(小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の実施)
- 社会的養護自立支援のための体制整備
- <再掲>各区こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援
- こどもの権利擁護環境の整備(児童養護施設やファミリーホーム等)

(3) こどもの貧困対策やひとり親家庭の子育ての安定を図る支援

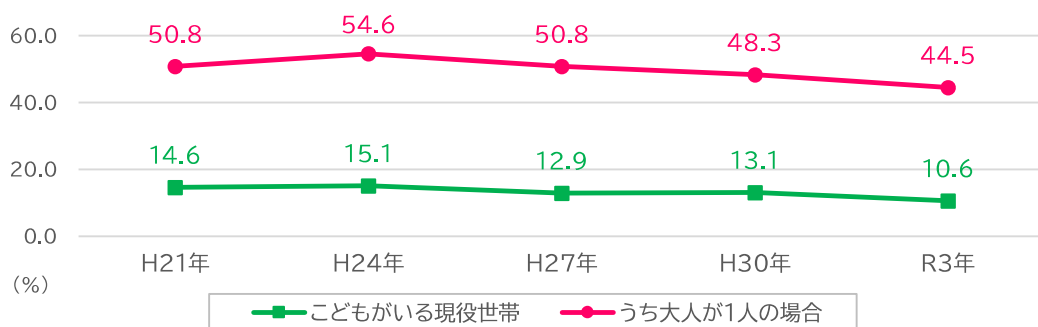
こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や学習意欲、前向きに生きる気持ちなどを蝕むとともに、社会的孤立につながる深刻な問題です。こどもの貧困の解消に取り組むことは、一人ひとりの豊かな人生を実現するだけでなく、将来の社会を支える人材を育成することにつながります。

「こどもがいる現役世帯の貧困率」は、近年、全国的に改善傾向にはあるものの、最新の推計で10.6%となっており、子育て世帯の9世帯のうち1世帯が貧困状態にあります。また、北九州市が令和3年度に実施した調査では、母子・父子家庭は15,679世帯と減少傾向にありますが、母子家庭の出現率は3.18%で、父子家庭の0.41%に比べて高くなっています。また、母子家庭の平均年収は289万円と、父子家庭の470万円よりも低くなっています。

貧困状況にあるこどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないように、生活上の様々な相談に対応するほか、ひとり親家庭に対する児童扶養手当や医療費支給の適切な実施、保護者の状況に応じた就労支援などを行います。また、将来の貧困の予防や教育の機会均等を保障するため、幼児期から高等教育段階までの保育・教育費用の負担軽減を実施します。

このほか、子ども食堂では、生活困窮家庭のこどもへの支援も含め、こどもの孤食防止や地域のこどもと大人が楽しく過ごせる居場所としての取組を進めます。

■図表11 こどもがいる現役世帯の貧困率(全国)



[出典] 厚生労働省 令和4年国民生活基礎調査

■図表12 ひとり親家庭の状況(北九州市)

※出現率:総世帯数に占める割合

年	母子・父子家庭の合計		母子家庭		父子家庭	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成18	17,566	4.19	15,120	3.61	2,446	0.58
平成23	17,962	4.24	15,733	3.71	2,229	0.53
平成28	17,030	3.98	14,078	3.44	2,322	0.54
令和3	15,679	3.59	13,987	3.18	1,782	0.41

[出典] 令和3年度北九州市ひとり親家庭等実態調査

■図表13 ひとり親家庭の年間税込み収入(北九州市)

【平均年収】 母子家庭 289万円 父子家庭 470万



【出典】 令和3年度北九州市ひとり親家庭等実態調査

関連する主な取組【基本施策8-(3)】

- <再掲>各区こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的支援
- 母子・父子福祉センターの運営
- 母子生活支援施設の運営
- 日常生活支援のための家庭生活支援員の派遣
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭等医療費の支給
- ひとり親家庭自立支援給付金の支給(高等職業訓練促進給付金等)
- 資格取得の促進に向けた高等職業訓練促進資金の貸付(入学準備金等)
- 資格取得の促進に向けたひとり親家庭への経済的支援(生活費負担軽減)
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付(親の事業開始資金やこどもの修学資金等)
- <再掲>保育料の第2子以降無償化
- 就学援助
- 奨学金支援
- <再掲>子ども食堂の活動支援

基本施策9

ライフステージを通じた施策

障害児・医療的ケア児等への支援やインクルージョンの推進

(1) 障害や発達が気になる、療育・医療提供が必要なこどもへの適切な支援

障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもが、適切な支援を受けることにより発達が促され、生活の質を向上させるとともに、社会参加できる環境をつくることが重要です。

そのため、乳幼児健康診査等でこどもの発達の遅れや生活上の困難を早期に発見することによって、専門職による相談対応や検査などを行うとともに、必要に応じて療育機関や各種制度が活用できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野の連携による、地域のフォローアップ体制を整備します。

障害や疾病のあるこどもの早期療育のため、「総合療育センター」を中心に、他施設や地域と連携して、一人ひとりのこどもに合わせた療育訓練や医療的ケア及び支援を行います。

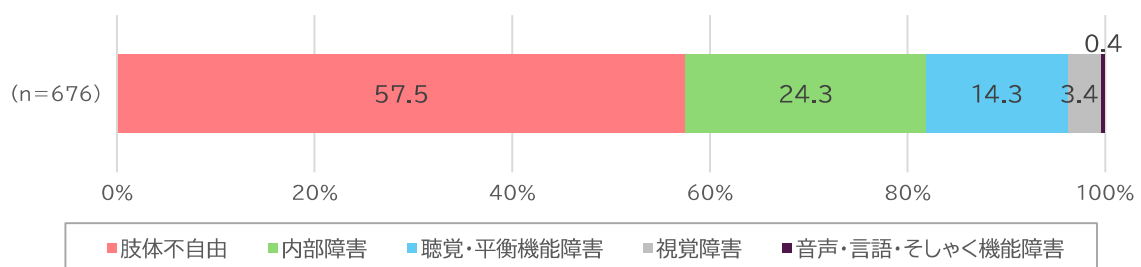
また、特別児童扶養手当による経済的支援を行うほか、医療機関での養育や医療の提供が必要なこどもに対する助成を行います。

■図表14 身体障害者手帳の交付件数[18歳未満：等級別](北九州市)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和3	371件	156件	96件	54件	14件	30件	721件
令和4	348件	147件	100件	64件	14件	27件	700件
令和5	332件	136件	99件	61件	15件	33件	676件

[出典] 北九州市

■図表15 令和5年度身体障害者手帳の「障害別」交付割合[18歳未満](北九州市)



[出典] 北九州市

■図表16 療育手帳の交付件数[18歳未満](北九州市)

年度	A(重度)	B(中軽度)	計
令和3	616件	1,857件	2,473件
令和4	628件	1,936件	2,564件
令和5	655件	2,040件	2,695件

[出典] 北九州市

関連する主な取組【基本施策9-(1)】

- 総合療育センターの運営
- 発達障害者支援センターの運営
- 障害児の通所・入所支援
- 障害児等の療育支援
- 医療的ケア児・家族のレスパイト支援
- ＜再掲＞母子健康診査の実施(妊婦健康診査、乳幼児健康診査)
- 新生児マススクリーニング検査の実施
- 新生児聴覚検査の実施
- 乳幼児の発達相談指導
- 特別児童扶養手当の支給
- 未熟児養育医療費の助成
- 自立支援医療(育成医療)費の助成
- 小児慢性特定疾病医療費の助成
- 小児慢性特定疾病児童等の自立支援

(2) 幼稚園・保育所等におけるインクルージョンの推進による共生社会の実現

障害のあるこどもや発達に特性のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができ、その家族とともに包容できる社会の実現は重要です。

幼稚園、保育所等において、障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもの受け入れを行い、集団の中で相互の理解や健全育成を図ります。

また、医療的なケアが必要なこどもについて、保育所での集団保育が可能な場合には、看護体制の拡充を検討するなど、保護者のニーズやこどもの状況に応じた柔軟な受入体制を検討します。

関連する主な取組【基本施策9-(2)】

- 関係機関との連携による親子通園の実施
- 私立幼稚園への特別支援教育助成
- 障害児保育に対する保育士加配の実施
- 医療的ケア児を受け入れる保育所に対する支援

基本施策10

ライフステージを通じた施策

成長に応じたヘルスケアや健全育成に向けた支援

(1) こどもの健康保持や心身の発達段階に応じたケア等の充実

こどもは心身の発達が途上段階であり、生活習慣の基礎が培われる重要な時期です。

幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい生活習慣を定着させることで、心身の健全な育成を図ります。

学童期・思春期においては、学校医等をはじめとした専門職(歯科衛生士、保健師、栄養士など)や家庭との連携を図り、むし歯や肥満痩身の防止に努めるとともに、健康な生活と疾病の予防について自ら関心を持てるようにし、生涯にわたって健康の保持増進に努めることや運動に親しむ態度を養います。

また、発達段階に応じた系統的・計画的な性に関する学習を通じて、こどもが生命を大切に考えることや、自分、他者、一人ひとりを尊重する態度等を身に付け、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための取組を推進します。

若い世代に対しては、妊娠前からのライフステージやライフプランを見据えた健康づくりである「プレコンセプションケア」を推進し、将来の出産の可能性を高めることや、女性や家族がより健康な生活を送れることを目指します。この「プレコンセプションケア」については、今後、関係機関等と連携した啓発に取り組めます。

さらに、こどもの健康保持や病気・怪我の治療の際に、経済的な不安を感じることなく、安心して医療機関を受診できるよう、国による医療費助成だけでなく、市独自に、年齢に応じた保険診療の自己負担額の助成を行います。

関連する主な取組【基本施策10-(1)】

- 幼児期からの生活習慣病予防教室
- 生命(いのち)の安全教育
- 思春期保健連絡会による思春期健康教育
- 妊娠・出産等に関する相談支援事業(北九州市妊娠相談ほっとナビ)
- 子ども医療費の支給
- <再掲>児童手当の支給

(2) 心身を成長させる多様な体験の充実や非行防止等の取組

多様な体験活動や読書、遊び、お手伝いなどの経験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、心身の様々な感覚を使うことを通じて、言語等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心や思いやり、物事をやり抜く力や他者との折り合いなどの社会的なスキルが育まれる大変重要な活動です。

北九州市では、「子育てふれあい交流プラザ」や「子どもの館」、児童館など、乳幼児期からの様々な遊びを通して感性や想像力を育む子育て支援施設の運営に取り組んでいます。

また、自然に触れあいながら自由な発想で遊ぶことのできるプレーパークや、青少年施設を活用した大自然の中での集団生活や野外活動のほか、ボランティア活動などを通じて、こどもの豊かでたくましい心身を育成します。

なお、児童館については、地域の実情を踏まえつつ、安全・安心の観点から児童館内放課後児童クラブの学校敷地内への移管・移設を検討するとともに、「北九州市政変革推進プラン」に掲げる他施設との適切な役割分担の観点から、機能の移管について検討します。

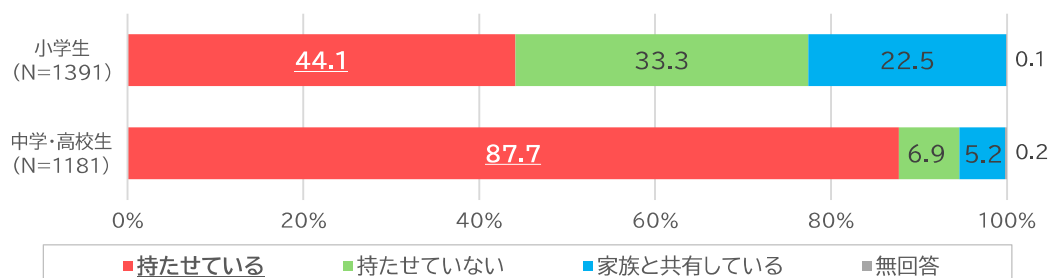
また、青少年施設についても、市民ニーズの変化を踏まえ、機能の集約や民間活力の導入等の視点から検討を行います。

一方、近年はスマートフォン等の低年齢層の所有者が増加しており、インターネットを通じて、暴力事件や性犯罪被害、心身の成長を阻害する危険ドラッグの使用や薬物乱用などに繋がる恐れがあることから、関係機関と連携し、スマートフォン等の適切な利用や、危険ドラッグ等の危険性について啓発を行い、乱用防止に努めます。

また、北九州市では、平成24年に「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部を設置しました。青少年を被害者にも加害者にもさせないため、関係機関や青少年関係団体と連携した夜間パトロール、補導活動など非行防止対策に取り組めます。

加えて、非行に走ってしまった青少年の立ち直りには、就業等により社会の一員として受け入れられることが重要であるため、引き続き「協力雇用主」の協力を得て、自立に向けた支援に取り組めます。

■図表17 携帯電話・スマートフォン・タブレット等の通信機器の所有状況(北九州市)



[出典] 令和5年度北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

関連する主な取組【基本施策10-(2)】

- 子育て支援施設の運営(子育てふれあい交流プラザ、子どもの館)
- 児童館の運営
- プレーパークの普及促進
- 青少年施設の運営
- 青少年体験活動の充実(チャレンジ100キロ)
- 青少年ボランティアステーションの運営
- <再掲>放課後等の時間も活用した学習、多様な体験・交流活動などの支援
- 子どもの読書活動の推進
- メディア・リテラシー向上推進に向けた取組
- 「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の運営
- 非行少年の立ち直り支援と体制強化
- 協力雇用主と連携した就労支援



NPO等と協働で取り組むプレーパーク(外遊びの場)の展開



基本施策11

ライフステージを通じた施策

子育てを支援するシニアや地域人材の育成

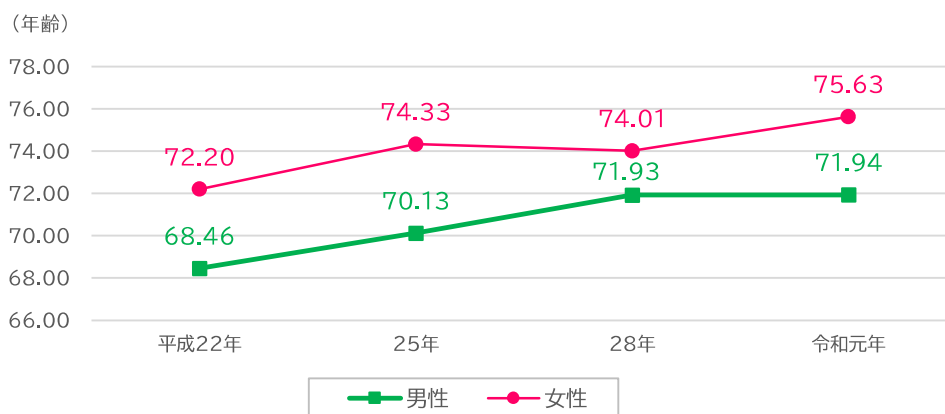
(1) 子育て支援に携わるシニアや地域ボランティア等の活動の促進

共働きが増加している中、シニア世代による子育て支援への協力や参画は、子育て世代にとって、今後も期待される力強いサポートです。

北九州市では、65歳以上の高齢化率は、31.8%(令和2年現在)である一方、市民の健康寿命は令和元年で、男性71.94歳、女性が75.63歳と、健康な生活を送るシニア世代も多くいます。シニア世代の方に、今の子育て世代の置かれた仕事や家族の状況、必要とされているサポートについて理解を深めていただくとともに、子育てサポートに関する活動をシニア世代へ紹介することなどを通じて、シニア世代による子育て支援活動への参加を促進します。

また、市民センターや児童館等の身近な施設を拠点に、親同士や地域との交流、こどもの遊び、子育てについての勉強会など様々な活動が行われており、子育てサポーターなど地域の活動を支えるボランティアの養成支援に引き続き取り組みます。

■図表18 健康寿命(北九州市)



[出典] 第三次北九州市健康づくり推進プラン

関連する主な取組【基本施策11-(1)】

- 祖父母手帳等による啓発
- 北九州市シルバー人材センターによる子育て支援
- 育児サークル・フリースペースへの支援と周知啓発
- 子育てネットワークの充実(子育てサポーターの養成)